

記入例③ 認知前に子供が出生した場合（日本人母）

- ・ 記入後に訂正、追記、または削除する場合は、修正液を使わず、訂正前の文字が読めるように二重線を引いてください。
- ・ 日本では、出生時間は午前と午後の12時間制で表示します。
（例：スイスの出生証書に「13:30」と記載されている場合は、「午後1時30分」と記載します。

出生届

来館の場合：来館日
郵送の場合：送付日
を書いてください。

公館印

令和〇年〇月〇日 届出

在スイス日本国

大使 殿

第

号

書類調査

戸籍記載

記載調査

調査票

附 票

「長、二、三…」等、
続柄を記入してください。

日本人母の
戸籍上の氏を記入。

ガイム

マリ-サクラ

父母との
続柄

☐ 嫡出子
☒ 嫡出でない子

（長 ☐ 男 ☒ 女）

外務

マリ-桜

令和〇年〇月〇日

☐ 午前
☒ 午後

1 時 36 分

スイス連邦ベルン州ベルン市フリービュール通り19

番地

スイス連邦ベルン州ベルン市エンゲ通り53番地

世帯主の氏名 マイヤー、リアムエリアス

和暦

外務 アン麻衣子

年 月 日 (満 歳)

平成〇年〇月〇日 (満〇 歳)

東京都千代田区霞が関2丁目2

番地

筆頭者の氏名 外務 絹子

父の
国籍

母の
国籍

日本、スイス

同居を始めたとき 令和〇年〇〇月

- 子が生まれたときの世帯のおもな仕事と
- ☐ 1. 農業だけまたは農業とその他の仕事を持っている世帯
 - ☐ 2. 自由業・商工業・サービス業等を個人で経営している世帯
 - ☐ 3. 企業・個人商店等（官公庁は除く）の常用勤務者世帯で勤め先の世帯（日々または1年未満の契約者は5）
 - ☒ 4. 3にあてはまらない常用勤務者世帯及び会社団体の役員の世帯
 - ☐ 5. 1から3にあてはまらないその他の仕事をしている者のいる世帯

持っている国籍を
すべてお書きください。

母親が重国籍の場合
署名が必要です。

日本国籍を留保する

署名

外務 アン麻衣子

印

出生証書添付。
子の出生により母と子について新戸籍を下記の住所に編成する。
東京都千代田区霞が関2丁目2番地

出生証書と届出書の子（母または父）の氏（名）が異なるが同一人物である。

- ① お子様の名前がスイスの出生証書と異なる場合
- ② 日本の戸籍とスイスでの姓が異なる場合は、
上記の記載もしてください。

- ☐ 1. 父母
- ☒ 2. 法定代理人
- ☐ 3. 同居者
- ☐ 4. 届出人

住所 スイス連邦ベルン州ベルン市エンゲ通り53番地

本籍 東京都千代田区霞が関2丁目2番地

筆頭者の
氏名

外務 絹子

署名

外務 アン麻衣子

印

平成〇年〇月〇日生

事件簿番号

和暦

届出人の電話番号： 031-300-2222
メールアドレス： XXXX@mail.com

連絡先の記入もお忘れなく！